

根拠法令及び資格等について

給付グループ



根拠法令等について

- 健康保険法、雇用保険法等 ⇒ 適用除外
- 地方公務員等共済組合法 ⇒ 適用

関連法令

地方公務員法

職員の給与に関する条例

学校職員の給与等に関する条例

地方公務員の育児休業等に関する法律

職員の育児休業等に関する条例 など

資格関係の主な手続き

- 公立学校等に就職する
 - 資格取得
- 家族を扶養する
 - 被扶養者認定
 - ①一般認定 ②特別認定
- 配偶者を認定したとき
 - 国民年金第3号被保険者の届出
- 家族を扶養からはずす
 - 被扶養者取消

資格を取得すると・・・

「組合員証」が交付され、
医療給付等の短期給付が受けられます。

組合員の被扶養者と認定された場合は、
「組合員被扶養者証」が交付され、同様に各短期給付が受けられます。

被扶養者の認定 1

● 被扶養者の範囲

- 組合員の配偶者、子、父、母、兄弟姉妹、祖父母、孫
- 上記以外の、組合員と同居の3親等内の親族

● 被扶養者の要件

- 組合員の収入により生計を維持していること

被扶養者の認定 2

- **一般認定**

扶養手当の支給がある者の認定

- **特別認定**

扶養手当の支給は無いが認定要件を備えている者の認定（原則として、年金を受給していない配偶者又は23歳未満の子は該当しない）

恒常的収入が年額130万円、月額108,334円に満たないこと
（雇用保険は、月額3,612円未満）

障害年金受給者又は60歳以上の公的年金受給者の場合は、
年額180万円、月額15万円に満たないこと

被扶養者の認定 3

手続き上の注意事項

- 扶養の事実が生じた日以降30日（初日不算入）以内に届け出ないと、遡及して認定されません。
- 特別認定者については、毎年、認定要件の確認のため「検認事務」を行います。

収入証明書類等の提出がなく、検認事務を受けない場合には、確認できる時点まで遡って資格を失います。

被扶養者の認定 4

- **継続認定**

一般認定であった者を特別認定として又は、特別認定だった者を一般認定として被扶養者の認定を継続する。

- **22歳到達被扶養者**（平成8年4月2日～平成9年4月1日生）の継続認定については、今年度（令和1年度）の特別認定者の検認事務の中で行います。

国民年金第3号被保険者の届出

- **対象**

20歳以上60歳未満の被扶養配偶者

- **資格取得届の提出**

被扶養者の要件を備えたとき

- **資格喪失届の提出**

被扶養者の要件を欠いたとき

*住所変更届、死亡届、名義変更届の提出

被扶養者の認定の取消し

要件を欠いたとき

例えば…

- 一般認定者の取消
 - ・ 扶養手当の要件を欠いたとき
 - ・ 他の健康保険組合へ加入したとき
- 特別認定者の取消
 - ・ 収入限度額を超えることが明らかになったとき
 - ・ 他の健康保険組合へ加入したとき

など

医療費の返還請求

共済組合の資格を喪失している期間に組合員証（被扶養者証）を使用し、医療機関等を受診した場合は、組合員に対し、**共済組合が負担した分を請求**します。

【例1】

組合員本人が退職、または他の共済組合に転出したにもかかわらず、公立共済の組合員証（被扶養者証）で医療機関等を受診した。

【例2】

被扶養者が収入超過などで遡って資格を喪失した。

留意事項 1

- 申請書類の漢字氏名は、正しい表記で記入してください。
- 組合員証及び組合員被扶養者証は、返却以外の場合は、添付しないでください。
- 申請書の提出は、事由発生後に提出してください。
事前申請は、受付できません。

留意事項 2

- 共済組合との連絡調整等は、所属所の事務担当者をとおして行うようお願いいたします。
- 共済組合への書類の送付は、必要な添付書類などを全て整えてから提出してください。
添付書類に不足がある場合には、書類を全て返却します。
- 提出した被扶養者申告書が、共済組合に收受されたことを確認する必要がある場合は、被扶養者申告書の写しを控えとし、一緒に添付してください。
受付後控えを返送いたします。

任意継続組合員制度

- 連続して1年と1日以上、公立学校共済組合員であった者が退職した場合、最長2年間、任意継続組合員となることができます。
- 所属所宛の通知は、毎年1月下旬頃に送付しています。
(退職予定者にはコピーをお渡しくください。)
- 申込みには締切日がありますのでご注意ください。
(退職の日から20日(初日算入)以内)